

一宮町告示第 36 号

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 33 条の 2 の規定により、農業集落排水処理施設使用料の収納事務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 26 条の 4 第 1 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

一宮町長

馬淵昌也



1 委託の相手方

神奈川県川崎市中原区市ノ坪 150 番地
株式会社 東計電算

2 委託の範囲

- (1) 農業集落排水処理施設使用料の収納
- (2) 収納した農業集落排水処理施設使用料の一宮町農業集落排水事業の出納取扱
金融機関に対する払込み
- (3) その他前 2 号に付帯する事務

3 収納委託の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで